

## 1、基本料金(厚生労働大臣の定める基準による)

## (1)通所リハビリテーション

## ①基本部分

要介護度	3 時間以上 4 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	1 時間以上 2 時間未満
要介護1	446 単位	345 単位	331 単位
要介護2	523 単位	400 単位	360 単位
要介護3	599 単位	457 単位	390 単位
要介護4	697 単位	513 単位	419 単位
要介護5	793 単位	569 単位	450 単位

## ②加算項目

リハビリテーションマネジメント加算 (I) ※	医師がリハビリテーション実施にあたり、詳細な指示を行う。 医師、理学療法士等他職種協働による個別リハビリ計画を作成し、定期的に評価を行う場合に算定  (基本月4回以上実施の場合のみ)		330単位/月
リハビリテーションマネジメント加算 (II) ※	医師がリハビリテーション実施にあたり、詳細な指示を行う。 医師、理学療法士等他職種協働による個別リハビリ計画を作成・定期的な評価を行うとともに家族および他サービスとの会議等を開催し、リハビリ計画の説明をリハビリ職種が行った場合	開始月から6月以内	850単位/月
		開始月から6月超え	530単位/月
リハビリテーションマネジメント加算 (III) ※	医師がリハビリテーション実施にあたり、詳細な指示を行う。 医師、理学療法士等他職種協働による個別リハビリ計画を作成・定期的な評価を行うとともに家族および他サービスとの会議等を開催し、リハビリ計画の説明を医師が行った場合	開始月から6月以内	1120単位/月
		開始月から6月超え	800単位/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院・退所又は、要介護認定日から起算して1月-3月の期間に行われた場合		110単位/日
理学療法士等体制強化加算	専従する理学療法士等を2名以上配置し、サービスを提供した場合  (1時間以上 2 時間未満をご利用の場合のみ)		30単位/日
リハビリテーション提供体制加算	当該事業所に配属される理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合		12単位/回
栄養改善加算	管理栄養士による栄養改善サービスを行なった場合(3月以内の期間に限り、1月に2回を限度とする)		150単位/回
栄養スクリーニング加算	管理栄養士以外の職員が栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養に係る情報を文書で共有した場合(6月に1回を限度)		5単位/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	医師より認知症であると診断された方に対し、生活機能の改善を目的に記憶の訓練や日常生活活動などのリハビリテーションを行った場合	1週間に2日個別リハビリを実施	240単位/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II)		1月に4回以上個別・集団リハビリを実施	1920単位/月
生活行為向上リハビリテーション加算	生活行為の内容の充実を図るための目標及びリハビリテーションを計画し、実施した場合 (※生活行為向上リハビリの提供を終了後、引き続き通所リハビリを行う場合、6ヶ月の期間に限り1日につき15/100に相当する単位数を減算する)	開始月から3ヶ月以内	2000単位/月
		3ヶ月を超え6ヶ月以内	1000単位/月

## ③減算項目

送迎減算	自己送迎でご利用の方	47単位/片道
------	------------	---------

(2)介護予防通所リハビリテーション

①基本部分

要介護度	単位数
要支援1	1,721 単位
要支援2	3,634 単位

②加算項目

リハビリテーションマネジメント加算 ※	医師がリハビリテーション実施にあたり、詳細な指示を行う。 医師、理学療法士等他職種協働による個別リハビリ計画を作成し、定期的に評価を行う場合に算定	330単位/月	
介護予防・運動器機能向上加算(原則として、利用者全員が対象となります)	医師、理学療法士等他職種協働による個別リハビリ計画を作成し、定期的に評価を行う場合	225単位/月	
栄養改善加算	管理栄養士による栄養改善サービスを行なった場合	150単位/月	
栄養スクリーニング加算	管理栄養士以外の職員が栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養に係る情報を文書で共有した場合(6月に1回を限度)	5単位/回	
選択的サービス複数実施加算	利用者の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供するため上記の加算を組み合わせる場合	480単位/月	
生活行為向上リハビリテーション加算	生活行為の内容の充実を図るための目標及びリハビリテーションを計画し、実施した場合 (※生活行為向上リハビリの提供を終了後、引き続き通所リハビリを行う場合、6ヶ月の期間に限り1日につき15/100に相当する単位数を減算する)	開始月から3ヶ月以内	900単位/月
		3ヶ月を超え6ヶ月以内	450単位/月
事業所評価加算	利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となる事業所に対して算定可能	120単位/月	

〈計算方法〉

・基本単位・加算単位すべての単位数の合計に1単位 10.83 円を乗じたものが総利用料となります。

(通常地域は1単位 10 円ですが、名古屋市内は3級地のため、1単位 10.83 円となります)

《基本料金合計》

①+②が、法定代理受領サービスの場合の利用者負担額となります。

ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合にあつては、いったん介護報酬告示額にて算定される料金(10割)をいただき、サービス提供証明書を発行しますので、これを後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

2、介護保険給付対象外利用料金

種類	内 容	利用料金
日用品費	水分補給など、施設で用意するものをご利用いただく場合の費用(ウォーターサーバー、水、紙コップ等)	50 円/1日
連絡帳代	家族との連絡、その日の様子などを記載したファイル代	200 円/初回
おむつ代	尿取りパット	50 円/枚
	テープ式パンツ	170 円/枚
	はくパンツ	80 円/枚
通常の実施地域(緑区・南区・天白区・豊明市)を超える送迎の費用	通常の実施地域を越えてから、片道10キロメートル未満	200 円
	通常の実施地域を越えてから、片道10キロメートル以上	300 円

これらの費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容と費用の額の説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名捺印をいただきます。

### 3、料金の支払方法

当事業所は、前記の料金・費用は、原則銀行口座からの自動引き落としとさせていただきます。  
利用翌月に請求書を発行し、27日(27日が休日の場合は翌営業日)が引き落とし日となります。  
なお、領収書は利用料金の入金を確認させていただいた後に翌月の請求書と一緒に発行します。  
再発行はいたしませんので大切に保管して下さい。

当事業所は、前記の料金・費用は、原則銀行口座からの自動引き落としとさせていただきます。  
利用翌月に請求書を発行し、27日(27日が休日の場合は翌営業日)が引き落とし日となります。なお、領収書は  
利用料金の入金を確認させていただいた後に翌月の請求書と一緒に発行します。再発行はいたしませんので  
大切に保管して下さい。